

国民健康保険

病気やけがのときに安心して医療を受けられるよう、全ての人が健康保険に加入することになっています。健康保険には、全国健康保険協会や、企業や業種単位で組織している健康保険組合などがあります。県と市が共同で運営している国民健康保険（国保）もその一つ。国保の制度についてお知らせします。
 ID 1003549

1 届け出を忘れずに

就職や退職などの異動が多くなるこの時期。新たに国保に加入するときや、国保から他の健康保険に変わったときなどは、国保窓口★へ届け出が必要です。

加入の届け出が遅れると、資格が発生した月までさかのぼって国保税が課税され、まとめて納めることになります。また、国保を脱退する場合は、届け出をしないと課税が続きます。届け出に必要な書類など、詳しくは健康保険課給付係へお問い合わせください。

★国保窓口

健康保険課給付係（本庁舎別館1階）
 都南総合支所税務福祉係（津志田14）
 玉山総合事務所健康福祉課（浜民字泉田）
 各支所

※転入に伴う国保の加入・脱退の手続きは、住民票の届け出の際に手続き内容を確認してください

■届け出が必要な場合

▶国保に加入するとき

- ・職場の健康保険などの資格がなくなった
- ・他の健康保険の被扶養者から外れた

【持ち物】①健康保険資格喪失証明書②印鑑

▶国保から脱退するとき

- ・職場の健康保険などに加入した
- ・他の健康保険の被扶養者として認められた

【持ち物】①国保証②健康保険資格取得証明書または新しい保険証③印鑑

▶学生の転出

市の国保加入者が市外へ進学するために転出した場合、手続きをすることで引き続き市の国保証を使用することができます。

【持ち物】①国保証②在学証明書③印鑑

任意継続が満了する人の国保加入の事前受け付け

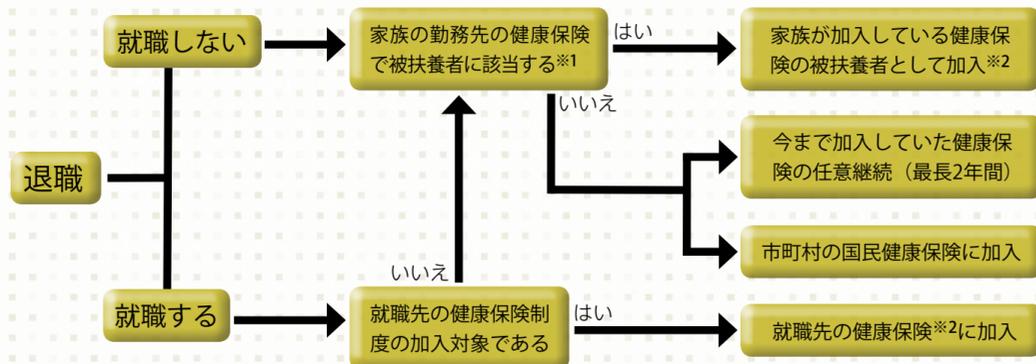
3月31日(日)で他の健康保険の任意継続資格が終了し、4月1日(月)から市の国保に加入することが決まっている人は、事前に加入の届け出を受け付けます。国保証は4月2日(火)以降に順次郵送します。

3月18日(月)から受け付けは！



2 退職後の健康保険への加入

加入していた健康保険の資格がなくなった場合、国保に加入する以外に、今まで加入していた健康保険の任意継続を選ぶなどの選択肢があります。



※1 収入要件など、被扶養者になるための条件が健康保険組合ごとに異なりますので、勤務先へ確認してください
 ※2 退職の翌日から就職先の健康保険まで空白期間がある場合は、国保加入が必要です

フローチャートを参考にしてください

3 70～74歳の自己負担割合

70歳になった翌月（1日生まれの人はその月）から、医療機関を受診する際には、高齢受給者証の提示が必要です（後期高齢者医療制度の加入者を除く）。高齢受給者証は、医療機関で支払う自己負担割合を示すものです。自己負担割合は同じ世帯の国保加入者（70歳～74歳）で判断します。判断基準は次のとおり。負担割合は表1のとおりです。

【基準】①住民税課税所得が145万円以上の人がいる

②年収の合計が520万円以上（1人のときでは383万円以上）

表1 窓口での自己負担割合

要件	自己負担
基準の①②どちらも該当	3割
①②のどちらも該当し	2割
ない	1割

※①に該当し②に該当しない場合は、申請により2割（昭和19年4月1日以前生まれの場合1割）、申請しない場合は3割になります。

75歳になると全ての人が、後期高齢者医療制度の被保険者になります



4 医療費が高額になったら

医療費の減額

入院などで医療費が高額になりそうなときは、支払い前までに「限度額適用認定証」（住民税が非課税の世帯の人には、限度額適用・標準負担額減額認定証）の申請をお勧めします。受診時にこれらを医療機関に提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが月額自己負担限度額までに抑えられます。住民税非課税世帯の場合は、入院時の食事代も減額されます。

70歳から74歳までの住民税が課税されている世帯の人で、自己負担割合が1・2割の人は、高齢受給者証が「限度額適用認定証」の役割を兼ねます。

※限度額適用認定証を申請するときは、国保証と世帯主の印鑑が必要

医療費の払い戻し（高額療養費制度）

国保に加入している人は、所得に応じて1か月の医療費負担額に限度額（自己負担限度額）が決められています。この額を超えて医療費の負担がある場合は、月ごとの申請により払い戻しを受けることができます。詳しくは、給付係へお問い合わせください。

【持ち物】①医療費の領収書②国保証③世帯主の印鑑④銀行の口座番号が分かるもの

受診後2年以内に申請してください



5 国保税の年金天引き

次の①～③の全てに該当する場合、国保税は世帯主の年金から天引きします。4月以降、新たに年金天引きとなる世帯には、事前に通知します。

- ①世帯主が国保加入者で、同じ世帯の国保加入者全員が65歳以上74歳以下
- ②世帯主の対象年金受給額が年額18万円以上
- ③世帯主の介護保険料と国保税の合計額が、対象年金受給額の2分の1以下

世帯主が75歳になる場合の年金天引きの中止

世帯主が平成31年度中（4月～来年3月）に75歳となり後期高齢者医療制度へ加入する場合、4月以降は年金天引きになりません。7月中旬に納税通知書を送付するので支払い方法などをご確認ください。

国保ひとくちメモ①

★所得申告が大切です

国保税は前年の所得を基に計算されます。所得の申告がないと収入が分からないため、国保税の軽減や国保の給付が正しく受けられないことがあります。前年の収入がない場合でも必ず申告しましょう。（詳しくは1月15日号または、市公式ホームページをご覧ください）

国保太郎さん（50歳）の場合
 ●平成29年8月に退職し、国保加入
 ●平成30年1月～12月は収入なし
 ●単身世帯



	申告をした場合	申告をしていない場合
平成31年度 国民健康保険税（年税額）	2万1500円	7万2300円 5万800円増
限度額 （医療費の自己負担額） 入院が決まったり、手術・総医療費で500万円 かかった場合	3万5400円	29万4180円 25万8780円増

※金額などは目安です。

国保ひとくちメモ②

★軽減制度があります

離職日時点で65歳未満の人で、倒産や解雇、雇止めなどで失業し、雇用保険を受給している人は、国保税が軽減される場合があります。詳しくは、賦課係へお問い合わせください。

国保ひとくちメモ③

★2月28日(木)が30年度の国保税の最終納期限です

すでに納期限が過ぎているものも含め、納め忘れないよう確認しましょう。納付の相談は、徴収係へお問い合わせください。

問い合わせや届け出、相談は健康保険課

国民健康保険窓口（市役所別館1階）

- ▶国保証・医療給付・訪問保健指導は 給付係 ☎613-8436
- ▶納税通知書・課税内容は 賦課係 ☎613-8437
- ▶納付相談・口座振替は 徴収係 ☎613-8438
- ▶人間ドックは 業務係 ☎626-7527
- ▶市・県民税の申告は 市民税課 ☎613-8497・8498